

eラーニングを導入した看護師等養成所の専任教員養成講習会の 実施方法に関する検討会

第4回 議 事 次 第

日 時：平成24年5月 14日（月）

10：00 ～ 12：00

場 所：共用第9会議室（19階）

議 題

eラーニングを導入した看護師等養成所の専任教員養成講習会の実施方法
に関する検討会報告書（案）について

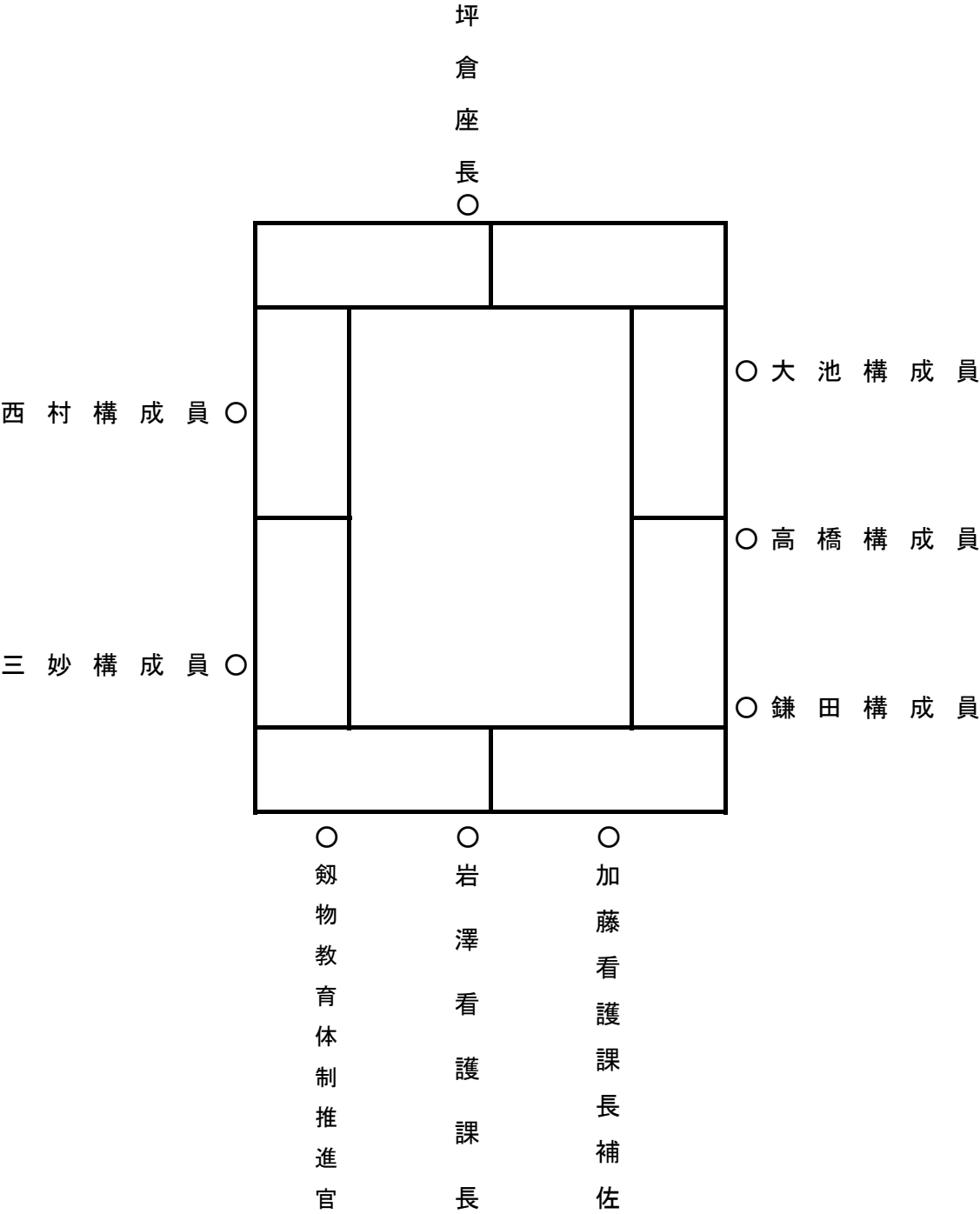
【配付資料】

資 料 eラーニングを導入した看護師等養成所の専任教員養成講習会の
実施方法に関する検討会報告書（案）

第4回 eラーニングを導入した看護師等養成所の専任教員養成講習会の実施方法に関する検討会
座席表

平成24年5月14日（月） 10：00～12：00
共用第9会議室（19階）

（速記）



事務局席

（傍聴席）

**e ラーニングを導入した
看護師等養成所の専任教員養成講習会の
実施方法に関する検討会報告書
(案)**

平成 2 4 年 5 月 ● 日

厚生労働省

目次

はじめに	・ ・ ・ ・ ・ 1
I. e ラーニングを適用した教育内容の基本的な考え方	・ ・ ・ ・ ・ 2
1. e ラーニングの導入について	・ ・ ・ ・ ・ 2
2. 適用する教育内容について	・ ・ ・ ・ ・ 3
(1) 基礎分野について	
(2) 教育分野について	
(3) 専門分野について	
(4) その他について	
3. 評価方法等について	・ ・ ・ ・ ・ 5
(1) 評価方法について	
(2) 単位認定の方法について	
(3) 評価結果の活用について	
4. コンテンツ作成時の留意点	・ ・ ・ ・ ・ 6
II. e ラーニングを適用した場合の教育体制の整備	・ ・ ・ ・ ・ 7
III. e ラーニングシステムの運用	・ ・ ・ ・ ・ 7
1. 主催者（都道府県等）の役割等について	・ ・ ・ ・ ・ 7
(1) 主催者（都道府県等）の役割及び実施上の留意点	
(2) 運営主体の役割	
(3) 国の役割	
2. 教育担当者の役割等について	・ ・ ・ ・ ・ 8
IV. 今後の課題	・ ・ ・ ・ ・ 9

構成員名簿

参考 1. 専任教員養成講習会実施要領（抜粋）

参考 2. 教育内容一覧（「専任教員養成講習会及び教務主任講習会ガイドライン」
（抜粋））

はじめに

我が国は、今日までに高い保健医療水準に到達し、世界最高水準の平均寿命を実現するに至った。その一方、少子化、高齢化の進展など社会構造の急激な変化に直面し、看護職員に対する期待が高いものとなっていることから、看護基礎教育と卒後教育を充実させ、看護職員の質の向上を図ることが非常な課題となっている。

こうした課題に対し、質の高い看護職員を養成していくためには、看護師等養成所の看護教員の確保及び質の向上が不可欠である。

看護教員については、平成 20 年 7 月にまとめられた「看護基礎教育のあり方に関する懇談会 論点整理」において、看護基礎教育の充実に向けた方策を進める上での課題の 1 つとして、看護教員の質・量の確保が挙げられたところである。

これを受け、平成 21 年 3 月の「看護の質の向上と確保に関する検討会 中間とりまとめ」では、看護教員の専門性の向上や高度な医療・看護実践能力の習得が求められるとして、継続教育や看護教員が実践能力を維持・向上するための機会の確保などが必要と指摘された。

さらに、平成 21 年度に開催された「今後の看護教員のあり方に関する検討会」では、看護師等養成所における看護教員の質の平準化と向上を目指し、看護教員養成のためのガイドラインの作成が求められ、平成 22 年度に、国が「専任教員養成講習会及び教務主任養成講習会ガイドライン」を示したところである。これを踏まえ、平成 23 年度から、都道府県等において当該ガイドラインに基づいた講習会が実施されている。

一方、看護教員の量の確保については、「今後の看護教員のあり方に関する検討会報告書」において、専任教員養成講習会の受講を促進するため、就労を継続しながらでも受講できるように e ラーニング等の通信制の導入を検討することも提言されたところである。

本検討会は、このような提言等を踏まえ、専任教員養成講習会の受講を促進するために、専任教員養成講習会に e ラーニングを導入した場合の実施方法について具体的に検討するため、平成 24 年 1 月から 5 月まで 4 回にわたる検討を重ね、今般その結果を報告書としてとりまとめたのでここに報告する。

I. eラーニングを適用した教育内容の基本的な考え方

1. eラーニングの導入について

専任教員養成講習会（以下、「講習会」という。）は、看護師等養成所において看護教育を行う上で、社会の変化に対応する教育実践を創造できる能力を育成する教育課程であり、都道府県またはこれに準じるものとして厚生労働省が認める者が「専任教員養成講習会及び教務主任養成講習会ガイドライン」に沿って実施している。現在、集合研修で行われており、期間が8～12ヶ月と長期にわたる。このため、専任教員を希望する者が職務を離れて受講することが難しいことや講習会を開催する都道府県が限られていること等の理由から未受講教員が多いことが問題となっている。

この問題の解決の一つの方法として、講習会へのeラーニングの導入が挙げられている。eラーニングは、近年におけるインターネットインフラの整備と常時接続利用者の増大及びパーソナルコンピュータの性能の向上や個人への普及、さらにコンテンツ開発技術の発展等により、大学においてもeスクールコースを設定するなど、教育の場にもすでに幅広く活用されている。さらに、eラーニングには、受講生が、遠隔地であっても、各自の都合の良い時間帯に学ぶことができるため、主体的に学ぶ姿勢や自分で学習の進度を調整したり、何度でも視聴し復習を重ねて確認できるという利点もある。

一方、教員として成長するためには、他者との交流により、教育に関する考え方の違いを認識するとともに、刺激し合い、良い部分を吸収していく学び方も必要である。特に、看護師等を養成する看護教員は、教育を行うための理論と実践を連動させる学習機会を持つことが重要であり、そのようなプロセスを経て学んだことによって、学生の態度を育成できる能力も獲得できる。

このため、教員に必要な最低限の知識や基本的な理論を、系統的に教授するような教育内容については原則として、eラーニングの導入は可能であるが、教育内容によっては、その方法や内容等から適用できない授業科目もある。受講生への教育効果や教員養成という観点からは、受講生と教員との相互作用を必要とする演習や実習など、その適用に馴染まない授業科目もある。

また、eラーニングの導入は、講習会の主催者である都道府県等が導入の有無や授業科目を検討することが適当である。

2. 適用する授業科目について

講習会の教育内容は、大きく「基礎分野」、「教育分野」、「専門分野」、「その他」に区分され、原則として 34 単位、855 時間以上としている。

(1) 基礎分野について

講習会において「基礎分野」は、看護教員として必要な基礎知識を学ぶことを目的に 4 単位、60 時間以上としている。

この教育内容は、教員としてものの見方、考え方を広めるための内容、教育学に関する内容、教育の対象である学生の理解を深めるための内容とし、論理的思考や表現力を養うための内容、情報化に対応し得る能力を養うための内容等である。その具体的な授業科目は都道府県等の主催者が地域の実情により設定して実施している。

このような現状を踏まえると、e ラーニングを適用できるものの、その優先度は低いのではないかという意見があった。

一方で、講師の確保に苦慮している主催者もあり、それが講習会の開催を困難にしている理由の一つであるという実情を考慮すると、講習会の開催を促進するため、e ラーニングで実施する方法を選択することも必要ではないかという意見もあった。

さらに、幅広く様々な授業科目を設定することで、受講生の選択の幅を広げの方がよいのではないかという意見があったが、その一方では、現段階では、主催者が実施している授業科目を参考とし、必須で実施すべき授業科目を明確にした上で e ラーニングを実施することが望ましいのではないかという意見もあった。

(2) 教育分野について

講習会において「教育分野」は、教育の原理を系統的に学ぶこと、具体的には、教育の本質、教育方法、技術学習過程、教育評価の基本的な理論を学ぶことを目的に「教育原理」、「教育心理学」、「教育評価」、「教育方法」について併せて 4 単位、90 時間以上としている。

教育分野は、教育の基本を理解するために設定されている分野であることから、すべての科目に e ラーニングが適用できるという意見があった。ただし、適用した際には、各科目の目標を理解したうえでコンテンツを作るべきである。特に、教育原理については、単に教育の歴史や制度ではなく、教員のあるべき姿に対するメッセージを伝える必要がある。このため、e ラーニン

グを適用する際には、工夫が必要である。

また、この分野に e ラーニングを適用する場合、作成するコンテンツの 90 時間の内訳については、専門分野に関連が深い教育内容がある「教育方法」及び「教育評価」は、専門分野でも学ぶ機会があることから 15 時間とし、専門分野では学ぶ機会の少ない「教育原理」及び「教育心理学」を 30 時間とする意見があった。

一方で、「教育評価」については、教育目的や授業構成など全体的な構成を理解する上でも非常に重要であることから、30 時間とした方がよいという意見もあったが、作成するコンテンツは、「教育方法」及び「教育評価」は 15 時間とし、「教育原理」及び「教育心理学」を 30 時間として、講習会主催者がさらに教育を充実させたい場合は、講習会主催者が内容及び時間を加えることが現実的であるとされた。

(3) 専門分野について

講習会において専門分野は、看護学の教授、学習活動に関する理論を学ぶことを目的に 24 単位、675 時間以上としている。

この分野は、「看護論」や「看護教育学」のように主に講義で構成される授業科目と、主に演習で構成される授業科目がある。

これらの科目については、演習以外の授業科目には e ラーニングを適用し、演習の授業科目には受講生の知識の定着や幅広い視野と見識の修得等のためにも意見交換の場が重要であることから、当面はこれまでどおり集合研修とすることとしてはどうかとの意見があった。この場合に、e ラーニングで行われる授業科目と集合研修で行われる演習との繋がりがもてるよう構成の仕方を工夫すべきという意見もあった。

一方で、演習以外の授業科目についても集合研修が必要なのではないかという意見や、演習の授業科目についても e ラーニングの適用は可能であるとの意見もあった。

演習以外の授業科目について、集合研修で行うことが望ましいとした意見の理由は、講義であっても、例えば課題を提示して議論をするというように、講義と演習を組み合わせで行っている場合もあることや、講義で学んだことを演習の中で活用して初めて確実に学んだことになるため、e ラーニングの活用が効果的なのか疑問があるというものだった。さらに、特に「看護論」、「看護教育課程論」、「看護教育方法論」は、講義であっても課題提示をして議論をするというように、講義の中にグループワークを取り入れて行っている場

合もあることから e ラーニングの適用は馴染みにくいのではないかと意見もあった。

演習の授業科目に e ラーニングの適用が馴染まない理由としては、受講生各自で取り組む課題も含まれるが、受講生が集まって学ぶことによって効果が期待されるものであることがあげられた。一方で、演習の授業科目にグループワークが必要であれば、BBS（電子掲示板）や Skype（インターネット電話サービス）を使って、受講生間で時間を調整して意見を集約し発表するということが可能であるという意見もあった。

「看護教育方法」の授業科目には「看護教育実習」があるが、この科目は、教育現場で講義・臨地実習指導を体験し、実践的な教育方法等を学ぶことから、e ラーニングは適用できない。

また、授業科目の「研究」については、2 単位、60 時間以上としているが、この科目では、看護教育における研究の意義等の理解と研究活動への活用や看護研究の指導方法を学ぶことから、前者は e ラーニングは適用できるが、後者では講義で学習した知識について演習で整理し、教員としての指導方法を獲得することが必要なため、e ラーニングと集合研修を 1 単位、30 時間ずつとすることが望ましい。

（4）その他について

その他は、教育内容全体に幅や深さを持たせるための内容として、具体的には健康政策論、医療経済論、リーダーシップ論などの授業科目の例をガイドラインで示しており、主催者が実情に応じて設定し実施している。

そのため、e ラーニングの適用については、優先度は低いと考えてよいという意見と、幅広くいろいろな授業科目を設定し、受講生が主体的に選択できるようにしてはどうかという意見があった。

また、主催者によっては講師を確保することに苦慮しているという実態や、医療や、看護の動向等について、地域レベルではなく国全体の状況を理解できるような教育内容を計画したいものの、情報を得ることが困難等の実態もあることから e ラーニングの適用が望ましいという意見もあった。

3. 評価方法等について

e ラーニングを適用する授業内容においても、学習の質を保証するためには、適切な評価を行い、次の学習につなげることが重要である。

e ラーニング適用科目の評価方法としては、テストやレポートがある。

(1) 評価方法について

テストは、形式を択一式とし、プールされた問題からランダムに出題され、一定の時間内に、一定数以上の正答数をもって当該科目の受講修了とすることが適切である。そのため、コンテンツ作成には、設問、解答及び解説の作成の業務や事業運営時には、受講履歴やテスト修了の確認の業務が付随する。

レポートによる評価の場合は、Web 上で実施できると、授受の記録ともなるが、レポートの評価にあたっては、集合研修同様、採点基準の作成が必要である。

(2) 単位認定の方法について

各コンテンツ（例えば、1 コンテンツは、20～30 分程度の教育内容で構成されるイメージ）視聴後に形成評価として理解度のテストを行い、全てのコンテンツ視聴後に総括評価としてテストまたはレポートで行うことが考えられる。e ラーニングが適用されている授業科目については、単位認定までを e ラーニングの運営主体が実施する。

(3) 評価結果の活用について

また、採点結果の周知に際しては、各受講生が受講生全体のどのくらいの位置にあるかが分かるものとするような工夫も必要である。

4. コンテンツ作成時の留意点

専任教員の養成において、コンテンツは、情意・情動を伝えられるよう臨場感のあるものを作成することが重要となる。

コンテンツは主に、講師の授業をライブ映像で撮影し作成されたもの、パワーポイントで作成されたもの、その両方を合わせて作成されたものがあるが、教育効果やコンテンツの改善のしやすさ、コスト等の観点から、それぞれのメリットとデメリットを考慮して選択することが求められる。

また、受講生が効果的に学べるようコンテンツを作成する際には、鮮明な画像とすることは当然であるが、さらに、講師が画面中央で解説するコンテンツは内容を捉えにくいこと等を考慮して作成する等、技術的な工夫をする

ことや、受講生が自ら学習して演習に臨めるよう演習前に知識や技術を確認できるようなコンテンツの作成も求められる。

このようなコンテンツの作成は、専任教員の養成や教育について十分な知識や経験がある者はもちろん、e ラーニングについてその作成技術を備えている者も企画、作成と一緒に関わることが必要である。

Ⅱ. e ラーニングを適用した場合の教育体制の整備

e ラーニングは、集合型の研修と異なり、受講生自身が受講計画を立て、自己管理をしながら学習を進めるものであり、モチベーションを維持しなければ学習は進まない。このため、受講生自身の学習の計画性や自律的な学習姿勢が重要であり、これを支えるための教育体制を整備する必要がある。

受講生の学習が継続するよう支援するためには、受講生からの質問や意見に直接答えることや受講生と講師の1対1の関係が担保できる体制を整備することが必要である。

受講生の質問や意見に直接答えるような体制としては、先行事例では、一定のトレーニングを受けた「教育コーチ」や「チューター」などの名称で学習をサポートする仕組みが作られており、e ラーニング運営主体はこのような者を位置づけることも効果的である。

Ⅲ. e ラーニングシステムの運用

1. 主催者（都道府県等）の役割等について

(1) 主催者（都道府県等）の役割及び実施上の留意点

都道府県等の講習会の主催者は、現行では、開催の決定、受講生の募集、シラバスの作成、講習会の実施、単位認定、修了証の交付等を行っているが、導入後は、e ラーニングをどの科目に適用するかを選択、また、855時間のうちどのくらいの時間を e ラーニングとするかといった時間配分の検討、さらに e ラーニング運営主体との調整といった業務も含まれるようになることが考えられる。

また、都道府県等の主催者が実際に教育計画を立案する際には、いくつ

か留意すべき点がある。まず、eラーニングと集合研修の組み合わせ方については十分に検討する必要があり、各々の教育内容の目標や内容をよく考慮したうえで、受講生が理論と実践を連動させられるようにするべきである。

さらに、eラーニングを適用した授業科目の学習の順序についても検討すべきである。

(2) 運営主体の役割

eラーニング運営主体においては、コンテンツの配信、受講生からの質疑応答等への対応（レポートの採点など）、eラーニング適用科目の単位認定、ID-PWの管理、都道府県等の調整業務などが考えられる。

ネットワーク等のトラブルや使用方法等の問い合わせに対応するため、適宜電話やメールで対応できるような体制も必要である。

また、第三者の著作物の二次利用については、関連する法律を十分に確認する必要がある。

(3) 国の役割

国は、引き続き主催者に対して講習会に関する情報の提供や相談への対応等を行うほか、eラーニング導入後は、運営主体の委託、運営に関する助言を行う。また、eラーニング導入に伴い、現行のガイドラインを改定する

2. 教育担当者の役割等について

現行のガイドラインにおいては、講習会を開催する都道府県等は、講習会における専任の教育担当者を置くこととされている。

教育担当者は、演習に必要な講義を聴講し理解したうえで、演習を運営する際のマネジメントを行っている。このため、eラーニングの導入後においても、授業科目のつながりを確保するため、集合研修を担当する講師に特に関連のあるeラーニング適用科目の授業内容を十分に理解し説明を行う等、調整を図る必要がある。

また、eラーニングを適用した場合、受講生は他の受講生との交流を持ちにくく、理論と実践の連動をしにくい環境にあることから、その解決策とし

て多様な視点からの意見交換ができ、討論する場として、BBS システムを活用するなど、学習コミュニティの育成を支援することも必要である。

このように、e ラーニングを適用することにより教育担当者の役割が拡大することとなるため、e ラーニング業務の増加分を見込んだ人員の確保が必要である。

IV. 今後の課題

本検討会においては、これまで集合研修で実施されてきた専任教員養成講習会へ e ラーニングを導入する場合の効果的な方法について検討を行った。

今後は、e ラーニングを導入した専任教員養成講習会の発展的な活用方法として、受講生の事情等に応じた複数年にわたる履修方法や、既に専任教員として業務に従事している者の学び直しに活用すること、コンテンツの配信期間等についても検討を行うことが必要である。

また、受講生の学習効果を高めるためには、随時、授業評価に基づく教育内容の改善が必要だが、e ラーニングの場合には、コンテンツを改善するには多くの時間と人手がかかるため、授業評価を行い、それに基づいたコンテンツの改良方法やその頻度等についてもあらかじめ計画しておく必要がある。

今後、専任教員養成講習会に円滑に e ラーニングが導入されることにより、専任教員養成講習会の受講が促進され、専任教員の質が向上することを期待したい。

構 成 員 名 簿

* ○は座長 敬称略（五十音順）

大 池 美也子 九州大学大学院医学研究院保健学部門教授

鎌 田 久美子 福岡県保健医療介護部医療指導課課長技術補佐
（平成 24 年 4 月より福岡県保健医療介護部健康増進課
参事兼課長技術補佐）

三 妙 律 子 東京都立広尾看護専門学校校長
（平成 24 年 4 月より公益財団法人東京都福祉保健財団
人材養成部担当部長）

高 橋 勝 横浜国立大学教育人間科学部教授
（平成 24 年 4 月より帝京大学教職大学院教授）

○坪 倉 繁 美 新潟県立看護大学看護学部教授

西 村 昭 治 早稲田大学人間科学部教授

参考 1.

専任教員養成講習会実施要領

看護教員に関する講習会の実施要領について（平成 22 年 4 月 5 日、医政発 0405 第 3）（抜粋）

1 目的

看護職員の養成に携わる者に対して必要な知識、技術を修得させ、もって看護教育の内容の充実向上を図ることを目的とすること。

2 講習会の実施

講習会は、都道府県又はこれに準ずるものとして厚生労働省が認める者が別に示す専任教員講習会及び教務主任講習会ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）に沿って実施するものとする。

ただし、都道府県が実施する場合において、都道府県が事業の目的達成のために必要があると認めるときは、業務の一部をその適当と認める者に委託することができること。

3 単位等

原則として 34 単位（855 時間）以上とすること。

4 受講対象者

保健師、助産師又は看護師として 5 年以上業務に従事した者であって、本講習会修了後看護教育に従事する者とする。

5 教育内容

別紙 1 の講習科目を標準とすること。

6 教室等

- （1）講習期間中、専用に利用できる教室が確保できること。
- （2）グループワークを実施するための部屋（演習室）が確保できることが望ましいこと。
- （3）必要な図書を有する図書室を利用できること。
- （4）教室等は採光、換気等が適当であり、受講者数に応じた面積を確保するなど、学習環境にふさわしい考慮がなされていること。

7 講習会担当者

教育担当者及び事務担当者を配置すること。なお、教育担当者は専任であることが望ましく、原則として次のいずれかに該当する者であること。

- （1）看護教員養成講習会等の修了者であって、専任教員の経験を有するもの。
- （2）保健師、助産師又は看護師として保健師助産師看護師学校養成所指定規則（昭和 26 年文部省・厚生省令第 1 号）別表三の専門分野の教育内容のうち、1 つの分野に 3 年以上従事した者であって、大学において教育に関する科目を履修したもの。

8 講師

- （1）講師は大学教授、准教授又はこれらに準ずる者（教務主任等）とすること。
- （2）演習のグループワークの指導者については、必要数を確保すること。

9 手続等

(1) 講習会を実施しようとする者は、毎年度2月末日までに次の事項を記載した認定申請書を本職あて提出すること。

なお、認定申請は、実施しようとする講習会ごとに行うものとする。

また、申請後にその申請内容について変更がある場合には、あらかじめ変更申請を行い、承認を得ること。

ア 開催の目的

イ 主催者の名称及び主たる事務所の所在地

ウ 講習会に要する経費の収支予算

エ 講習会の名称

オ 講習会の会場の名称及びその所在地

カ 開催期間及び日程

キ 受講者の定員

ク 教育内容（受講者の各科目の到達目標を含む。）

ケ 各教室等の用途及び面積

コ 教育担当者及び講師の氏名、担当科目及び時間数並びに職業及び職位

サ 事務担当者の氏名

(2) (1) の認定申請書には次に掲げる書類を添えること。

ア 教育担当者の履歴書

なお、履歴書は、教育担当者として必要な経歴を有することを明らかにするものとする。

イ 都道府県が業務の一部をその適当と認める者に委託する場合は、委託契約書(写)

ウ その他参考となる資料

(3) 講習会修了者には、修了証（別紙2）を交付すること。

(4) ガイドラインを参考に、受講者の出席状況に加え各受講科目の評価を行い、修了を認めることが望ましいこと。科目の評価については、特に重要となる専門分野科目のみの評価でも可とすること。

(5) 講習会の終了後は、1か月以内に次の事項を記載した実施状況報告書を本職あて提出すること。

ア 修了者数

イ 講習会の実施状況の概要及びその評価

(6) 修了者に関する記録その他の講習会の実施に関する記録は、適切に保管すること。

別紙 1 専任教員養成講習会教育内容及び目標

区分	教育内容	授業内容	目標	単位数	時間数	備考
基礎分野 (看護教員として必要な基礎知識を学ぶ)	看護教育の基盤		ものの見方や考え方を広げ、教育の対象である学習者の理解を深める。	4	60	
教育分野 (教育の原理を系統的に学ぶ)	教育の基盤	教育原理	教育の本質、教育方法、技術学習過程、教育評価の基本理論を学ぶ。	4	90	
		教育方法				
		教育心理学				
		教育評価				
専門分野 (看護学の教授、学習活動に関する理論を学ぶ)	看護論	看護論	人間の健康、看護の考え方を多角的に学び、自己の看護観を明確にする。	1	30	看護教育史を含む
		看護論演習		1	30	
	看護教育学	看護教育論	看護教育の目的、内容、方法などの基本理論を学び、看護教育のあり方について考える。	1	15	
		看護教育制度	看護教育制度の変遷と現在の教育制度について理解する。	1	15	
	看護教育課程	看護教育課程論	看護教育課程編成の基本的な考え方を学び、看護学全体の構造を理解する。	2	45	
		看護教育課程演習	看護教育課程編成のプロセスを学び、看護教育のあり方を理解する。	2	60	
	看護教育方法	看護教育方法論	学習指導計画、教材作成について学び、これを活用して講義、演習、実習等における展開方法を学ぶ。	3	90	
		看護教育方法演習	学習指導計画、指導案を作成し模擬授業を行い（実習指導を含む）、その結果を考慮し看護教育方法を身につける。	3	90	授業案作成と模擬授業を含む
		看護教育実習	看護教育の理論と技術を実際に適用し、教育方法や教員のあり方を学ぶ。	2	90	
	看護教育演習	専門領域別看護論	各専門領域別看護における教育内容とその構造を理解する。	1	15	
		専門領域別看護論演習	各専門領域別看護の教育内容、教育方法について学ぶ。（選択制）	2	60	統合分野を含む専門領域から一領域を選択
	看護教育評価	看護教育評価論	看護教育内容の評価方法を理解し、その適用について学ぶ。	1	30	
		看護教育評価演習	看護技術評価を作成し、看護教育評価の理解を深める。	1	30	
	研究	研究方法	看護教育における研究の意義を理解し、研究結果の教育活動への活用や看護研究の指導方法を学ぶ。	2	60	
	看護学校経営	看護学校管理	看護学校の組織運営の特性と管理のあり方を学ぶ。	1	15	
その他			教育内容全体に幅や深さをもたせるための内容を学ぶ。	2	30	
合 計				34	855	

参考2. ※「専任教員養成講習会及び教務主任養成講習会ガイドライン」（平成22年4月1日）より抜粋

表3 教育内容一覧

＜基礎分野＞ 看護教員として必要な基礎知識を学ぶ。

教育内容	目 標	授業科目	時間数	単位数	主な内容
看護教育の基盤	ものの見方や考え方を広げ、教育の対象である学習者の理解を深める。	＜授業科目の例＞ 論理学 哲学 情報科学 倫理学、生命倫理 青年心理学、社会心理学 人間関係論 比較文化論、文化人類学等	60	4	＜教育内容＞ ・論理的思考と表現力を養うための内容 ・ものの見方や認識について理解するための内容 ・情報化に対応し得る能力を養うための内容 ・青年期である学生の価値観や信条・文化を理解するための内容 ・学習者との相互理解を基本とした援助関係を形成できる能力を養うための内容

＜教育分野＞（教育に関する分野） 教育の原理を系統的に学ぶ。

教育内容	目 標	授業科目	時間数	単位数	主な内容
教育の基盤	教育の本質、教育方法、技術 学習過程、教育評価の基本的理論を学ぶ。		90	4	
		教育原理			・教育の本質 ・教育の目的 ・教育の歴史 ・教育の内容（教育内容と教育課程） ・教育制度
		教育心理学			・成長発達に伴う学習者の心理の理解 ・学習者の個別的理解 評価的理解 共感的理解 ・学級集団の理解 ・学習理論と学習指導の方法 ・学習過程とそれに関与する心理学的要素
		教育評価			・教育評価の意義と機能 ・教育目標の分類体系とその活用 ・評価の種類 ・評価用具の信頼性と妥当性
		教育方法			・教育方法のとらえ方 ・教授－学習理論の変遷と現状の理解 行動主義による学習観、認知心理学による学習観、 状況論的学習観 ・工学的アプローチと羅生門的アプローチの理解 ・教授－学習方法の原則の理解とその活用方法 ・教授－学習過程の理解 ・教材研究の知識と活用方法 ・指導技術の知識と活用方法 ・授業の評価の方法

＜専門分野＞（看護に関する分野） 看護学の教授、学習活動に関する理論を学ぶ。

教育内容	目 標	授業科目	時間数	単位数	主な内容
看護論	人間の健康、看護の考え方を多角的に学び、自己の看護観を明確にする。	看護論	30	1	・看護の定義とその変遷 ・「人間」「健康」「環境」「看護」の概念の明確化
		看護論演習	30	1	・看護師の役割と専門性 ・看護活動の場と対象のニーズ ・生命倫理や人権意識と看護 ・自己の看護実践の振り返りからの看護観の明確化
看護教育学	看護教育の目的、内容、方法などの基本理論を学び、看護教育のあり方について考える。	看護教育論	15	1	・看護教育を支える法制度と看護教育の現状 ・看護教育を取り巻く環境の変化 ・看護教育における倫理の理解 ・看護教育における教師の役割と求められる資質 ・看護教員として果たすべき責務と業務の範囲 ・看護基礎教育と生涯教育
	看護教育制度の変遷と現在の教育制度について理解する。	看護教育制度	15	1	・看護教育制度の成り立ちと変遷 ・現在の看護教育制度 ・現代の看護教育の問題点と将来の展望
看護教育課程	看護教育課程編成の基本的な考え方を学び、看護学全体の構造を理解する。	看護教育課程論	45	2	・教育課程の基礎理論の理解 ・看護教育課程の理解 看護教育制度からみた教育課程の理解 保健師助産師看護師学校養成所指定規則の理解 ・看護教育課程の編成方法の理解 統合分野の考え方 統合分野における教育内容とその方法の理解 ・教育課程評価の考え方と方法

